

一家転住等により福山市内に居住する予定の者の出願について

出願時において、保護者の住所が福山市外にある者(海外居住者を含む。)で、保護者の転勤や転居等により、2025年(令和7年)4月1日までに、福山市内に保護者が居住する予定の者が出願する場合には、入学願書提出の前に、福山市教育委員会に必要書類を提出し、学区外からの出願許可(学区外出願許可指令書(様式9)の交付)を受けなければなりません。

学区外からの出願に該当する場合、保護者の状況により提出していただく書類が異なりますので、「学区外出願許可指令書」交付申請をする前に、窓口、または電話で、福山市教育委員会学びづくり課に事前に相談してください。

「学区外出願許可指令書」交付申請手続は、2024年(令和6年)11月27日(水)から12月5日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)となっております。ただし、12月5日(木)は正午までとなっております。

申請に必要な書類提出は、原則持参となります。

<問い合わせ先>

福山市教育委員会 学びづくり課

〒720-8501

福山市東桜町3番5号

TEL(084)928-1183